

令和3年6月

下水管渠更生工事入札参加者の皆様へ

四日市市上下水道局

本市の公共下水道事業は昭和29年から整備に着手しており、今後は陶管やコンクリート管など耐用年数を超える下水道管の改築・更新工事は更に増加する傾向にあります。

そこで将来的な下水管渠管更生工事の在り方として、一工事内で様々な現場条件及び管径・管種を対象にした面的な整備を計画的かつ広範囲に進めたいと考えております。これには一工事で様々な工法を採用しながら確実に履行する必要があることから、「**管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（2017年版（公社）日本下水道協会）**」が示す

- ① 「管きょ更生工法の現場の施工条件への適合に関する知識」
- ② 「更生管きょの強度・耐久性等の照査に関する知識」
- ③ 「管きょ更生工事に関する施工管理や安全管理に関する能力」
- ④ 「下水道法等の関連法令に関する知識」

が求められる「管きょ更生工事の施工管理に関する資格（※1）」を有する技術者を配置することが必要であると考えており、令和4年度から下水管渠更生工事の元請業者に求める配置技術者の施工管理資格を「管きょ更生工事の施工管理に関する資格（※1）」とし、そのうちのいずれかの資格を保有していることといたします。

また、市内における10年以上の管更生工事の施工実績により、様々な工法の施工技術や品質等に問題が無いことを確認することができましたので、令和4年度からは企業や配置技術者に対して施工実績を求めないことといたします。このため、少しでも多くの市内企業の皆様に下水管渠更生工事の入札に参加していただけるよう、配置予定技術者の方々への資格取得を推奨いたします。

なお、令和4年度以降も、当該工事で採用する工法について、工法ごとに各工法協会等が実施する技能講習等の修了証等を保有する者を、元請下請を問わず当該工法の施工期間中は現場に配置することが必要となります。

（※1）管きょ更生工事の施工管理に関する資格（元請業者の配置技術者に求める資格）

- ・ 下水道管路更生管理技士（一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会）
- ・ 下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門）（公益社団法人 日本下水道管路管理業協会）
- ・ 管更生技士、下水道管きょ更生施工管理技士（一般社団法人 日本管更生技術協会）